

No	区分	ご質問	回答
1	課税客体	令和8年4月から制度開始ということですが、令和8年3月31日～4月1日の宿泊は対象となりますか。	令和8年3月31日チェックインの宿泊は宿泊税の対象にはなりません。4月1日チェックイン分からが宿泊税の対象となります。「宿泊した日」はチェックイン日が基準となります。
2	課税客体	宿泊税条例の施行日(令和8年4月1日)前に、予約を受けているものについても、宿泊税は課税されますか。	令和8年4月1日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が令和8年4月1日以降であれば、宿泊税の課税対象となります。
3	課税客体	業務のためにグループホテルに宿泊する場合も課税対象となりますか。	宿泊料金が発生しなければ、宿泊税の対象外となります。 店舗の経費として負担がある場合を含め、宿泊料金の支払いがあれば宿泊税の対象となります。
4	課税客体	連泊の場合は、宿泊数に応じて課税されるのですか。	連泊の場合は、連泊した宿泊数に応じた宿泊税が課税されます。 (例) 1人が3泊した場合 1人200円×3泊=600円
5	課税客体	客室を日帰りで利用する場合、いわゆるデユースは課税対象ですか。	日中の利用のみであれば、宿泊税の課税対象外となります。
6	課税客体	前日から1泊分をもらって部屋を押さえる場合も課税対象ですか。 (早朝に到着して1泊されるケースで、2泊分の宿泊料をもらう場合)	事例のように、2泊分の宿泊契約であれば、2日分の宿泊税がかかります。
7	課税客体	宿泊料金を第三者が支払った場合、宿泊税は誰が負担すればいいですか。	条例上、納税の義務があるのは実際に宿泊した宿泊者ですが、第三者が宿泊税を支払っても差し支えありません。
8	課税客体	日をまたぐ「休憩」の取扱いは。	宿泊となるかについては、基本的に施設と宿泊者との間の契約が「宿泊」となっているか「休憩」となっているかが基準となります。その契約区分が明確でないものについては、0時をまたいで6時間以上の利用があれば、宿泊としてみなすこととなります。 「宿泊(料金)」として施設側が取り扱うか、「休憩」として取り扱うかによって、対象となるか否かが変わってきます。
9	課税客体	宿泊の予定をキャンセルした場合は、宿泊税が課税されますか。	宿泊行為を課税対象とするため、当日実際の宿泊がなかったものについては課税対象外となります。
10	課税客体	宿泊料金を無料としている添い寝の乳児については、宿泊者数にカウントするのですか。	宿泊税における宿泊は、対価を伴うものに限ります。宿泊料金が無料の乳児は宿泊者に該当しないため、宿泊者数にカウントしません。 幼児料金、子ども料金、ベビーベッド等がかかる場合は、宿泊税の課税対象となります。
11	宿泊料金	宿泊料金の定義と宿泊料金に含まれる具体例を教えてください。	宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、食事代や消費税等を除いた、いわゆる素泊まり料金です。 具体例としては、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用代、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が該当します。 また、宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う金額も宿泊料に含みます。
12	宿泊料金	サイト予約で宿泊料金15,000円で設定している場合、15,000円のうちから200円を納税をしてもいいですか。支払っていただく金額を15,200円とした上で、200円を納税しなければいけませんか。	徴収の方法については、宿泊施設で判断してもらって差し支えありませんが、宿泊税が徴収されていることが宿泊者に分かる表示としてください。 (前者は宿泊料金が14,800円、後者は15,000円ということになります。)

No	区分	ご質問	回答
13	宿泊料金	宿泊料金が2人の場合15,000円ですが、追加の場合1人5,000円という価格設定です。3人目以降については、課税対象外となりますか。	事例のように、各人についての宿泊料金設定が明確であれば、3人目以降の宿泊者は課税対象外となります。 その設定がなければ、宿泊者数で均等に割って宿泊料金としていただき、宿泊税の課税対象（1人1泊6,000円以上）となるか否かを判断してください。
14	宿泊料金	宿泊日初日は平日で3,000円程度ですが、2日目は休日前で6,000円以上の料金設定となる場合、宿泊料金が6,000円以上となった宿泊日のみが宿泊税の対象となりますか。	1泊ごとの宿泊料金により、宿泊税の課税対象を判断していただくことになります。
15	宿泊料金	エキストラベッド等を追加した場合の宿泊料金はようになりますか。	有料の寝具の追加がある場合は、その金額を宿泊料金の総額に加算し、加算後の宿泊料金を宿泊者数で割った金額を1人当たりの宿泊料金とします。 ただし、追加料金が特定の子供などに帰属することが明らかな場合は、その金額をその特定の宿泊者の宿泊料金として取り扱います。
16	宿泊料金	1棟貸しで、法人契約（研修等）の長期間の連泊を想定しています。欠員が出た場合の宿泊料金の計算はどのようにすればよいですか。	（賃貸契約でなければ）契約に係る全期間の契約料金を宿泊日数で割って1日当たりの宿泊料金を算出し、1日当たりの宿泊料金を、その日実際に宿泊された人数で割って、1日1人当たりの宿泊料金を算出することになります。（それぞれの日の宿泊人数を把握していただく必要があります。）
17	宿泊料金	1棟貸しで価格設定をしています。人数が増えても価格は変わりません。複数の大人と子どもが宿泊した場合、宿泊料金はどのように計算するのですか。	一定の年齢未満の子供については宿泊料金を徴収しない場合は、人数に含めず、年齢にかかわらず料金を徴収する場合は、子どもを含めた人数で割って1人当たりの宿泊料金を算出することになります。
18	宿泊料金	1棟貸しで予定人数では1人6,000円未満となりますが、キャンセル等で人数が変わった場合はようになりますか。	実際に宿泊した人で割り算し、宿泊税を算出していただきます。
19	宿泊料金	宿泊料金は素泊まり料金を基準とのことですが、1泊2食付きのセット料金設定となっています。素泊まり料金はよう設定すればいいですか。セット料金に占める食事代の上限等の基準はありますか。	セット料金の内訳等についての基準は特に設けていませんので、宿泊施設において適宜料金設定をしてください。
20	宿泊料金	食事代は、宿泊料金には含まれないのでしょうか。	食事代は宿泊料金には含まれません。なお、食事代の他に、宿泊料金に含まれないものは次のようなものがあります。 ・遊興費 ・会議室、駐車場の使用料 ・休憩及びこれに類する利用行為に係る金額 ・消費税、地方消費税、入湯税等の税 ・自動車代、煙草代、電話代、クリーニング代、土産代等の立替金等 ・宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額
21	宿泊料金	宿泊料金とは別に施設利用料も徴収している場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	当該施設利用料が、宿泊の利用行為に係る対価又は負担として宿泊者の意思に関わりなく請求されるものであれば、宿泊料金に含まれます。
22	宿泊料金	業務利用という名目で宿泊料金の値引きを行う場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	業務利用による宿泊など、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。 ただし、形式上は値引きであっても、値引き額について後日第三者から入金がある場合は、値引き前の金額を宿泊料金とします。

No	区分	ご質問	回答
23	宿泊料金	宿泊施設においてポイント制度を設け、宿泊料金の割引・優待等を行っている場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊施設によるポイント制度等により、宿泊施設において宿泊者に対し通常の宿泊料金の一定割合・金額を値引きして請求する場合、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。
24	宿泊料金	宿泊時のトラブルにより、宿泊料金を一部返金した場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	返金処理を宿泊料金からの減額で行った場合は、減額後の額が宿泊料金となります。返金処理を迷惑料等の別名目の支出で行った場合は、宿泊料金に変動はありません。
25	宿泊料金	カード会社、旅行会社や O T A のポイントを利用して割引価格や無料で宿泊する場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	カード会社、旅行会社や O T A が旅行者にポイントを付与して、これによる割引を行う場合においては、割引前の金額を宿泊料金とします。
26	宿泊料金	宿泊施設において障害者手帳の提示により宿泊料金無料とする制度を設けている場合は、宿泊税は課税されますか。	宿泊施設が障害者の方の宿泊料金を無料としている場合は、宿泊税は課税されません。
27	宿泊料金	主に船員を対象とした宿泊施設で、船員は宿泊無料の場合、特別徴収義務者としての登録は必要でしょうか。 また、無料宿泊者はどのように申告すればよいでしょうか。	船員以外に有料の宿泊者の利用があれば、特別徴収義務者としての登録が必要です。 なお、無料宿泊者は、宿泊税の対象となる宿泊者ではないため、課税対象外（うち 1 人 1 泊 6 千円未満）の宿泊者数として計上する必要もありません。
28	宿泊料金	外貨建て取引による宿泊料金の取扱いを教えてください。	外貨建て支払における宿泊料金は、原則として、宿泊日現在の直物為替相場の電信売買相場の仲値（T T M）の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。具体的な取扱いについては、「外貨建取引等会計処理基準」（法人税基本通達）に準じて算定してください。
29	宿泊料金	予約サイトにおいて宿泊料金を外貨建てで設定している場合、宿泊者へはどのような方法で宿泊税について明示すればよいでしょうか。	支払明細に宿泊税額を表示されるか、予約サイトに特記事項として宿泊税の徴収について通知する等の方法により、宿泊者に明示してください。
30	宿泊料金	宿泊予約サイトにおける宿泊料金から後で手数料が引かれる場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊施設が手数料を宿泊料金として取り扱う場合は、手数料を含めた金額を宿泊料金としてください。
31	宿泊料金	宿泊予約サイトにおいて、宿泊料金とは別に宿泊者に手数料が請求される場合、宿泊料金の考え方はどうなりますか。	宿泊料金と明確に区分されて宿泊者に請求される手数料については、宿泊料金に含みません。
32	宿泊料金	税込み宿泊料金の取扱いはどうなりますか。	消費税、地方消費税、入湯税等の税が宿泊料金に含まれている場合は、これらの税相当額分を控除した金額を宿泊料金とします。
33	宿泊料金	体験料は宿泊料金に含まれますか。	宿泊施設の利用とは直接関連性のない体験料については、体験料相当額分を控除した金額を宿泊料金とします。
34	課税免除	修学旅行等の課税免除について、学校から提出される「修学旅行等であることの証明書」の様式はどちらで入手できますか。	「修学旅行等であることの証明書」の様式は広島県で作成しており、県ホームページからダウンロードすることも可能です。
35	課税免除	修学旅行等の課税免除について、旅行会社経由の場合でも証明書が必要でしょうか。	旅行会社経由の場合でも証明書が必要となります。
36	課税免除	修学旅行等の課税免除について、課税免除の対象に保育園やこども園は含まれないのでしょうか。 また、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールの修学旅行については、課税免除の対象となるのでしょうか。	課税免除の対象を学校教育法第 1 条の学校（大学を除く。）としており、当該学校の中には保育園・こども園、海外の学校や日本国内のインターナショナルスクールは含まれていないため、課税免除の対象外となります。 なお、園児の宿泊料金が 1 人 1 泊 6,000 円未満であれば、宿泊税は課税されません。
37	課税免除	課税免除となる修学旅行等の引率者の範囲について教えてください。	引率者については、学校教育上の観点から、生徒の引率を行う学校の関係者の方（先生など）、介助を必要とする生徒等の介助のための付き添いの看護師等が該当し、旅行業者の添乗員、カメラマンは対象外となります。

No	区分	ご質問	回答
38	課税免除	学校から提出される「修学旅行等であることの証明書」は、申告書に添付するなどして県へ提出する必要がありますか。	「修学旅行等であることの証明書」については、県に提出する必要はありませんが、宿泊施設で5年間保管してください。
39	課税免除	修学旅行等の課税免除について、クラブ活動、スポーツ大会は対象外と聞きましたが、高校総体や中学校体育連盟の利用なども対象外になるのでしょうか。	学習指導要領における学校行事に限定しているため、提示された事例については対象外となります。
40	課税免除	修学旅行等の課税免除について、クラブ活動やスポーツ大会が対象外ということが学校等に認識されているのでしょうか。	各都道府県の教育委員会等を通じて周知を図る予定です。
41	課税免除	学校行事として県内市町の学校が行う平和学習などに伴う宿泊があります。それも課税免除の対象となりますか。	学校長がその活動を、学校指導要領に記載の学年単位、学校単位の宿泊を伴う行事として証明するのであれば、課税免除の対象となります。
42	課税免除	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊税課税免除について、「外国大使等」という場合の「等」の部分は何を指しますか。その場合の手続きはどうなりますか。	大使、公使、総領事等の消費税が免除される外国大使等として外務省より証明書（消費税免税カード）の交付を受けた者を指します。外国大使等に対する課税免除については、消費税の免税手続きに準じて取り扱いを行います。課税免除対象施設となるのは、外国公館等に対する消費税免税店舗として国税庁長官の指定を受けている施設のうち、広島県が指定した施設となりますので、該当となる宿泊施設は、「宿泊税課税免除施設承認申請書」を広島県に提出していただくこととなります。 ※消費税が免除となる場合についてのみ、宿泊税も課税免除となります。
43	課税免除	海上自衛隊、海上保安庁、警察などの宿泊については、「外国大使等の任務遂行に伴う宿泊税課税免除」の「外国大使等」に含まれて課税免除となりますか。	外国大使等の任務遂行に伴う宿泊については、外交関係に関するウィーン条約に基づく相互主義の観点からの課税免除となりますので、事例の宿泊については全て課税対象となります。
44	課税免除	宿泊税の課税判断の基準になる免税点について、6,000円とした根拠を教えてください。また、見直しが行われることはありますか。	県全体での簡易宿所の平均宿泊料金等を考慮し、免税点を6千円未満（素泊まり・税抜）としています。宿泊税条例において、5年ごとに制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講じることとしています。
45	特別徴収義務者登録	特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのですか、それとも施設単位で提出するのですか。	特別徴収義務者の登録申請は、宿泊施設ごと（旅館業の許可、住宅宿泊事業の届出の施設ごと）に行ってください。 例外的に複数の施設を1件としてまとめた登録申請も可能です。個別にご相談ください。
46	特別徴収義務者登録	1年を通じると宿泊料金が高い時期と低い時期があり、高い時期のみ1人1泊6,000円以上となる場合があります。その場合にも、特別徴収義務者登録が必要となりますか。	1人1泊6,000円以上の宿泊料金の設定がある場合は、特別徴収義務者登録をしていただく必要があります。
47	特別徴収義務者登録	自治体からの指定管理者制度で委託を受けているような場合、特別徴収義務者登録をする者については、自治体となりますか、運営側となりますか。	指定管理をされる法人等と自治体で整理をしていただき、旅館業の許可者以外が特別徴収義務者となられる場合は、実質的経営者として指定を受け、特別徴収義務者登録を行う手続きを行ってください。
48	特別徴収義務者登録	特別徴収義務者の登録申請はいつまでにすればよいでしょうか。	システム補助金の申請をされる場合は、特別徴収義務者の登録申請が要件となっています。また、制度開始時は一度に大量の申請を収受することから、登録通知や証票の発送に時間を要する場合がありますので、早めの申請をお願いします。
49	特別徴収義務者登録	特別徴収義務者登録申請は紙、eLTAXのどちらでもよいのでしょうか。	紙による申請又はeLTAXによる電子申請のどちらも可能です。

No	区分	ご質問	回答
50	特別徴収義務者登録	宿泊料金が 1 人 1 泊 6,000 円以上の設定のない宿泊施設の場合は、特別徴収義務者の登録をする必要はないのでしょうか。	年間通して 1 人 1 泊 6,000 円以上の料金設定のない宿泊施設は、特別徴収義務者の登録の必要はありません。ただし、料金を確認する必要があるので、「登録義務免除対象宿泊施設届出書」と確認資料（料金表）のご提出をお願いします。
51	特別徴収義務者登録	「登録義務免除対象宿泊施設届出書」を提出した後に、受領書のような物が送られてきますか。	届出の内容に不備等があれば確認を行います。県から受領書など送付は行いません。提出文書の控え（受付印押印済み）を希望される場合は、切手貼付の返信用封筒を同封してください。
52	特別徴収義務者登録	通年で 1 人 1 泊 6,000 円以上の宿泊料金がなく、特別徴収義務者登録の義務免除施設である場合は、その事実をフロント等に掲示してもよいでしょうか。	素泊まり料金を示していただいたうえで、掲示していただいて差支えありません。
53	徴収	旅行会社や予約サイトを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収したらいいのでしょうか。	旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって、徴収しやすい方法を定めていただいて差支えありません。
54	徴収	事前に宿泊料金を決済される場合、それと同じタイミングで宿泊税を徴収するというのは可能でしょうか。必ず現地で徴収する必要があるのでしょうか。	事前決済時でも、当日現地でお支払いいただいても、宿泊施設の都合の良い方法を選択いただいて差支えありません。
55	徴収	宿泊税は必ず宿泊料金とは分けて別に徴収しなければならないのでしょうか。	宿泊料金に含める形でもかまいませんが、宿泊税 200 円が含まれていることが宿泊者に分かるように表示してください。
56	徴収	宿泊者が月をまたいで連泊されるような場合は、宿泊税はどのタイミングで徴収すればよいでしょうか。	宿泊者からの宿泊料及び宿泊税の徴収タイミングについては、宿泊施設と宿泊者の契約によりますが、宿泊税の申告は、宿泊の実績に基づき行っていただきます。 例えば、4 月 27 日から 5 月 3 日の期間で宿泊したような場合、4 月宿泊分（4/27～4/30）については 5 月末までに申告納入、5 月の宿泊（5/1～5/3）については、6 月末までに申告納入していただくこととなります。
57	領収書	当方の施設は食事と宿泊のセット料金のみを宿泊者に提示しています。宿泊税制度が開始された場合、領収書にセット料金ではなく、必ず素泊まり料金と食事代として記載しなければならないのでしょうか。	領収書に必ず素泊まり料金の記載が必要ということではありません。 宿泊税 200 円の徴収について領収書に記載いただき、内訳については、施設側の帳簿等で整理を行ってください（県からの調査時などに、帳簿等で確認させていただくことがあります）。
58	領収書	宿泊者が月をまたいで連泊される際に、税の申告は宿泊月ごとに分けても、領収書は分ける必要はないということによろしいでしょうか。	宿泊者へ発行される領収書については、月ごとに分ける必要はありません。
59	申告納入	税の申告については、毎月申告が必要ですか。	宿泊税については、県税のその他の特別徴収税目であるゴルフ場利用税、軽油引取税と同様に、毎月の申告が必要となります。 ただし、一定の要件を満たす場合、申請し指定を受けることにより、3 か月ごとに申告納入できる特例を設けています。
60	申告納入	宿泊者がいない月又は 1 人 1 泊 6,000 円以上の宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。	申告すべき税額が 0 円の場合も、納入申告書の提出が必要です。
61	申告納入	季節的な関係で全く営業がない期間がある場、営業がない期間についての申告も必要ですか。	税額が 0 円の場合も申告は必要となりますが、施設の経営の休止の届出（「宿泊税経営休止・再開・廃止届出書」の提出）をしていただくと、休止期間の申告は不要となります。再開時には再度お知らせください。

No	区分	ご質問	回答
62	申告納入	宿泊者が旅行者を通じて宿泊料金を支払った場合、宿泊業者からの入金 に1～3か月程度かかりますが、翌月に宿泊税を納入する必要があります か。	宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月に申告 納入していただくことになります。
63	申告納入	幼児など宿泊料が無料の場合も納入申告書や月計表の「課税対象外の宿泊 数」(人数)の記載が必要ですか。	宿泊税における宿泊は、宿泊料金を伴うものに限ります。宿泊料金が無料の幼児などは宿泊者に該当しないた め、納入申告書や月計表には記載不要です。 有料での子供ベッド貸出等の場合は、ベッドの貸出料金が当該幼児の宿泊料金となり、課税対象外(1人1泊6 千円未満)の欄に記載が必要となります。
64	申告納入	宿泊税の申告については、電子申告が義務なのでしょうか。	紙による申告又はeLTAXによる電子申告が可能です。
65	申告納入	申告納入期限の特例適用の要件が令和8年度中にのみ緩和されると聞きま したが、具体的な内容を教えてください。	通常であれば、12か月申告納入していただき、その税額合計が360万円以下であることという要件を満たしてい る必要がありますが、令和8年度中に限り、3か月の申告税額の合計が90万円以下という要件を満たしていれ ば、特例適用の申請を行うことができるという趣旨です。
66	申告納入	申告納入期限の特例適用の申請において、12月間(経過措置では3月 間)とありますが、いつからいつまでの期間が確認対象となりますか。	申請された月を基準に、その前月から12月間(経過措置では3月間)の税額が確認対象となります。
67	申告納入	申告納入の特例制度について、1棟貸しの場合で、100%の稼働率でも税 額が年間360万円に達する可能性のない施設は、当初から対象とみなしても らえるのでしょうか。	税額要件の判定は、実際に申告・納税された税額で判定をするため、その場合でも、最低限初年度経過措置の3 か月分の実績は必要となります。
68	申告納入	申告納入期限の特例の申請の方法を教えてください。	紙による申請又はeLTAXによる電子申請が可能です。
69	申告納入	ネットバンキングによって宿泊税を納入することは可能ですか。	eLTAXを利用した電子申告であれば、納付方法としてインターネットバンキング及びクレジットカードを選択す ることができます。
70	申告納入	宿泊者が宿泊施設に対して宿泊税の支払い拒否をし、宿泊税を徴収できな い場合はどのような対応となりますか。	特別徴収制度上、支払われなかった宿泊税についても、特別徴収義務者は申告納入の義務を負うこととなりま す。なお、そのようなことが生じないよう、宿泊者への周知・広報に取り組みます。
71	申告納入	宿泊施設の経営者が県税に協力的でなく、宿泊税の徴収を行わず、申告納 入を行わない場合、どのような対応となりますか。	申告納入が行われない場合、県税が帳簿等の調査に入り、宿泊者数の実績に応じて宿泊税の課税を行います。申 告期限後の課税のため、不申告加算金や延滞金も発生します。
73	広報	宿泊者に対する宿泊税告知に係る配付物がありますか。また、県側から旅 行者に案内はされますか。	宿泊者の皆様に対する広報物(ポスター・リーフレット等)は、現在準備中です。宿泊施設の皆様に、令和8年 1月ごろの配布を予定しています。また、県内のJR主要駅等において、デジタルサイネージ等による周知を予定し ています。
74	その他	帳簿を電子により保存することでもよいですか。	最初の記録段階から一貫して電子計算機(PC等)を使用して作成する場合は可能です。
75	その他	宿泊者が宿泊税に納得しない場合、県の方から宿泊税について説明をし てもらえますか。	宿泊者の方にご納得がいただかず、さらに説明が必要な場合は、県から説明をさせていただきます。